

令和3年6月15日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稻	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一		
住	民	課	課	長	西	清	孝		
健	康	福	祉	課	長	村	井	直	
環	境	安	全	課	長	宮	下	隆	

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	藤井 専
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課課長	徳楽 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 承認第2号ないし第11号、議案第35号及び第36号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 町長追加提出 同意2号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第4 議員提出 発議第2号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

## ( 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 諸般の報告

**寺井強議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

**日程第2 町長提出 承認第2号ないし第11号、議案第35号及び第36号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**寺井強議長** 次に、町長提出 承認第2号ないし第11号、議案第35号及び第36号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

**寺井強議長** 総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

**南政夫総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された専決処分の承認3件及び議案1件について、6月11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、承認第9号 専決処分の承認について（志賀町税条例の一部を改正する条例）は、地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る負担調整措置の適用期限の延長や住宅ローン控除特例措置の期限延長などが講じられたことから所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、承認第10号 専決処分の承認について（志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例）は、地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税の負担軽減措置に係る適用期限の延長などが講じられたことから所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、承認第11号 専決処分の承認について（志賀町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期限の延長などが講じられたことから所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第36号 志賀町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、富来病院において、新型コロナウイルス感染患者を受入れした場合、感染防止の観点から、看護師等の一部を2交代制とした専従体制とするため、新

たな時間帯に従事する際の夜間看護手当を定めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 予算決算常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和2年度各会計の補正予算にかかる専決処分の承認7件並びに令和3年度一般会計の補正予算にかかる議案1件を、今月10日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査の経過の詳細は、省略いたしますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や即効性に主眼を置き、審査したところであります。

その結果、全ての案件につきまして、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出された意見、その他の意見鑑み、今後も町民の負託にこたえられるよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減を努めながら、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**寺井強議長** これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

-----  
( 採 決 )

**寺井強議長** これより、採決します。

まず、町長提出 承認第2号 専決処分の承認について(令和2年度志賀町一般会計補正予算(第9号))を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第3号 専決処分の承認について(令和2年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))ないし承認第8号 専決処分の承認について(令和2年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第4号))を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、各件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第9号 専決処分の承認について(志賀町税条例等の一部を改正する条例)ないし承認第11号 専決処分の承認について(志賀町半

島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、各件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第 35 号 令和 3 年度志賀町一般会計補正予算(第 1 号)についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

**寺井強議長** 起立全員。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 36 号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

---

日程第 3 町長追加提出 同意第 2 号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

**寺井強議長** 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第 2 号 志賀町農業委員会委員の任命についてを、議題とします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 去る6月1日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた案件について、ご説明を申し上げます。

同意第2号 志賀町農業委員会委員の任命については、農業委員会委員13名の任期が本年7月31日をもって満了するにあたり、新たに委員13名を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

**寺井強議長** 説明を終わります。

---

**(質疑、委員会付託、討論省略)**

**寺井強議長** お諮りします。

同意第2号につきましては、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

お諮りします。

本件は、同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

---

**日程第4 議員提出 発議第2号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)**

**寺井強議長** 次に、本日、表谷茂浩君ほか2名から提出のありました発議第2号 子ども政策の充実を求める意見書についてを議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

1番 表谷 茂浩君。

**表谷茂浩議員** はい、議長。

趣旨説明。今回提出いたしました子ども政策の充実を求める意見書について説明いたします。

少子化が深刻な問題となっている我が国において、子ども達の健やかな成長・発達を力強くサポートしていく重要性がかつてなく高まっております。国、都道府県、市区町村が強力に連携して取り組むべき課題となっております。

地方行政の現場においては、子ども・子育てに関するさまざまな相談や要望が住民から日々寄せられており、妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など、多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力をしていますが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携がとれず、迅速かつ適切な対応ができないケースがあります。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻であります。

よって、国におかれましては、子ども政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう、強く要望します。

1 子ども政策を専任に所管する長の下、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する省庁を設置すること。また、新たに省庁を設置する際は、縦割りの弊害が生じないように、最大限配慮すること。

2 子ども政策を充実させるため、都道府県・市区町村向け財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により志賀町議会は国及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、将来を担う子ども達にかかる重要な要望案件と提案趣旨をご理解され、ご賛同いただけますようお願い申し上げ、以上、本件の趣旨説明といたします。

**寺井強議長** 説明を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。



---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**寺井強議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい、議長。

**寺井強議長** 2 番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。私は発議第 2 号 子ども政策の充実を求める意見書についてについての中身について、反対の立場から討論を行います。

確かに少子化が深刻な問題となっている我が国において子ども達の健やかな成長、発達を力強くサポートしていく重要性がかつてなく高まっており国、都道府県、市区町村が協力を連携して取り組むべき課題となっています。もちろん国からの財政支援の強化も当然必要となっています。ただ私は例えば、子ども庁のような子ども政策に特化した省庁がないから、国の一元的な窓口が存在しないから少子化に歯止めがかからないとは思いません。この間歴代自民党政権は少子化対策を掲げるものの本格的な打開策までにはいたっていません。認可保育所の大増設に背を向け、都会での待機児問題を深刻化させたのはその典型であります。雇用が正規が当たり前から非正規に置き換えられ雇用を不安定にし、低賃金に抑え込まれている中、若い世代は結婚すらままならないのが現状です。そして子どもを持てば持ったで育児をしながら仕事は続けられるのか、高い教育費は大丈夫か、また家賃や家のローンは大丈夫かなど経済的負担が重くのしかかってきます。地方では国の持久をにらんだ第 1 次産業への支援がないまま、保育所や学校は遠く

なる一方でこれまた見通しが立てにくくなっています。それらを総じて言うならば若い世代が都会でも地方でも希望が持てる施策、対策があまりにも少ないと思います。したがって少子化の原因がわかっていますので逆に言えばそれらをしっかりとサポートすることは現存の厚生労働省、文部科学省、内閣府等で連携してできることです。新たに省庁をつくる前に本気で個々の施策を実行、実現することだと思います。財源はもちろん消費税ではなく大企業、大資産家に応分の負担をお願いして、また毎年増え続けている防衛費をちょっと削って欧州諸国と比べて格段に少ない子ども子育て予算の抜本的拡充が急がれます。

以上、発議第2号のタイトルについては賛成ですが、中身について反対の立場から子ども政策の充実を求める意見書についての意見書の提出には反対とさせていただきます。

議員各位におかれましては適切なるご配慮を賜りますようお願いを申し上げまして、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 他にありませんか。討論を終結します。

---

( 採 決 )

**寺井強議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

**寺井強議長** 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件**

**寺井強議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

**寺井強議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

**寺井強議長** 令和3年第2回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時28分 閉会)

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第11号

#### 入札結果報告

(令和3年5月28日 11件)

(令和3年6月4日 1件)

(令和3年6月11日 11件)

### 2 議長報告第12号

#### 委員会審査報告書

### 3 議長報告第137号

#### 閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長            寺 井            強

志賀町議会議員           林            一 夫

志賀町議会議員           久 木           拓 栄